

第十回 参議院地方行政委員会會議録第二号

昭和二十五年十二月十二日(火曜日)午前
十時五十分開会

るかも知れません。あらかじめ御了承
を得て置きます。

本日の会議に付した事件

○地方公共団体の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政委員会を開会いたします。

御報告申し上げます。昨日の委員会
で

地方公共団体の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律案の審議に
つきまして、公聴会は開かず参考人を
呼びまして、その参考意見を聴取する
ことに決定いたしました。その人選を
委員長、理事に御一任願つたのであり
ますが、次の通りにいたしたいと思
います。

参考人としてしまして市政調査会か
ら前田多門君、それから選挙制度調査
会から宮澤俊義君、それから東京都選
挙管理委員会から委員長の代理者、こ
れはまだ人名は決定いたしません。そ
れから東大教授の杉村章三郎君、それ
から早稲田大学教授の吉村正君、それ
から一般としてまして朝日新聞の論
説委員の西島芳雄君、それから毎日新
聞社の論説委員の池松文雄君以上の通
り選定しましたが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) じゃさうい
うふうに決定をいたします。多少都合に
よりまして顔触れが変更することがあ
るかも知れません。あらかじめ御了承
を得て置きます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方
公共団体の議員及び長の選挙期日等の
臨時特例に関する法律案を議題といた
します。本審査となつております。先
ず国務大臣より提案理由の説明を聴取
いたします。

○国務大臣(岡野清豪君) 只今上程さ
れました地方公共団体の議員及び長の
選挙期日等の臨時特例に関する法律案
につきまして、その提案の理由並びに
内容の概略を御説明申し上げます。

全国大多數の地方公共団体におきま
しては、その議会の議員及び長の任期
が明年四月に満了となり、従つて後任
者の選挙は、公職選挙法の規定によれ
ば、三月上旬乃至四月下旬の間、各地
方公共団体が任意に定める期日に施行
されることになるわけであります。然
るにこの選挙の期日並びに選挙運動の
期間は、たゞ地方公共団体の予算
編成時期に当つているのでありまし
て、地方公共団体の議会の議員及び長
をして、選挙に煩わされることなく、
明年度予算案の編成並びにその審議に
当らしめるため、選挙の期日を四月下
旬以降に定めると共に、これらの各選
挙をできるだけ同時に進行しめて、選
挙事務の合理化と経費の節減を図るこ
とが適当であると存ぜられるのであり
ます。

以上の趣旨によりまして、公職選挙
法に対する特例を設け、この法律施行
の日から昭和二十六年四月二十九日ま
での間にその任期が満了すべき都道府
県及び市町村等の議会の議員の任期満
了による一般選挙は、四月二十九日
に、この法律施行の日から昭和二十六
年五月二十日までの間にその任期が満
了すべき都道府県知事及び市町村長等
の任期満了による選挙は、五月二十日
にそれぞれ、同時に進行することとし
たいと存するのであります。又、同一
の趣旨に基きまして、議会の議員の数
がその定数の二分の一を欠き、議会が
成立しない状態となつた場合のほか
は、議員の再選挙又は補欠選挙を行わ
ず、又、この法律施行の日にすでに退
職の申出をしていゝる長の後任者の選挙
のほかは、明年五月二十日までの間
に、長が欠けましても、その選挙は、
すべて五月二十日に行ふこととしたの
であります。

なお、議員の選挙に立候補した者に
ついては、同時選挙の趣旨の徹底と選
挙の公正とを期するため、同一区域に
ついて行われる長の選挙の候補者とは
なれないものといたしました。

最後に、現在公職選挙法の規定中、
地方公共団体の議会の議員及び長の任
期満了前に任期満了による選挙の
告示後に、議員又は長が欠けた場合の
選挙の取扱ひ並びにそれらの後任者の
任期の起算方法に関する部分につい
て、この際規定を整備する必要がある
ので、所要の改正を公職選挙法
に加えることにいたしたいと存するの
であります。

以上が、この法律案の提案の理由並
びにその内容の概略であります。何と
ぞ慎重御審議の上、御賛成あらんこと
を御願ひ申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 提案理由につ
いて御質問ございませんか。

○西郷吉之助君 この法案は、現行制
度では首長の選挙が前に、議員の選挙
が首長の選挙より後でありましたが、
首長と議員の選挙は、今度の政府の提
案と逆ではないですか。

○国務大臣(岡野清豪君) この前は逆
でございましたが、成るべく只今申上
げた趣旨に副うようにして、動かすこ
とを余り多く動かさないでやつて行き
たいと考えまして、議員はそのままだ
いたしまして、首長だけを変えたい
うことにいたしました次第でございます。

○西郷吉之助君 そのときに首長は先
にやり議員はあとにやつたというのは
どういふことですか。いろ／＼そこに
理由があるのではないですか。最初の
場合どういふふうに考えていたのです
か。又どうもこの法案は、新聞等にお
いても、何か特定の政党がこれを自分
のほうの政党の選挙を有利にせんがた
めにやつていゝるような感じがするよ
うなことも聞くのですが、そういうこ
とは全然ないのですか。そういうこと
が世間にあるのは、どういふところに
誤解の理由があるのか、そういうこと
を率直に承わりたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清豪君) お答えいた
します。或る特定の政党の利益になる
ということは、一向選挙管理委員会と
して、政府といたしましても考えてお
りません。できるだけ、動かすことを
少くして、そうして一時にやるとい
うようなことで、又提案理由の説明を申
上げましたように、選挙運動が予算編
成の時期に打つからないようにという
苦心をいたしまして、いろ／＼案がご
ざいました。こゝろ／＼点に落着いた
わけでございます。

○政府委員(鈴木俊一君) ちよつと速
記をとめて頂いて、前のいろ／＼な選
挙期日の関係のいきさつのことを申上
げたいと存じますが……。

○委員長(岡本愛祐君) じゃ速記をと
めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め
て。

○西郷吉之助君 今回地方自治庁が改
正原案を出されたわけですが、この内
容はいずれも地方公共団体に関するも
のであるのですが、なお且つ選挙管理
委員会に関するものでもありますが、
全国選挙管理委員会の委員の結論と今
回出された政府の結論とは全く合致し
たのか、或いはこれが選挙管理委員会
からも、その委員諸君の意向はどうで
あるかということも伺いたいし、なお
且つ自治庁としてはいろ／＼地方公共
団体の関係の仕事を目倒しておられ
る、それは結構なんです、政府がこ
れを考えた基礎は、政府みずから
がいろ／＼の事情を勘案されて、出し
たほうがいいというわけでお出しにな
つたのか、その原案に地方公共団体の

大多数が、こういうことを要望したからこういう法案を出しになったのか、この点を……。

○政府委員(長世吉君) 選挙管理委員会に關する点を私からお答え申し上げます。この案がでますときに、私どもの委員会としても合同で協議をしておりました、委員会だけの考え方としてはいろいろ出たのであります。主として今問題になりましたような、いずれを先にするかということ、日をいつにするか、組合せをどうするかという点において、その点は委員会でもいろいろ議論がありましたのですが、これではなければいかんという、最も理論的であるというものはちよつと決しかね、いずれも一利一害、長短があるので、地方自治庁のほうでもいろいろ研究されたのであります。その後お互いに相歩み寄りまして、最後の結果としては、ここに出席されましたようなことに私どもの委員会の意見が一致したのであります。それまでに行きます間は、今申し上げましたようにいろいろ意見が出ております。自治庁あたりでも相当に主張いたしました。併し又自治庁のほうの意見というものをよく伺つて見て、成るほどそれは尤もだというものも非常にあつたのであります。併し最後に委員会が決定しましたときは、今度提案になりましたものと全く一致しました。こういうのが経過の実情であります。

○政府委員(小野哲君) 地方自治庁側で、この法律案を立案しました過程において、只今御質問になりました点についての概要を御答弁申上げたいと思ひます。来春の地方選挙に対処するため、どういふにすることが一番

よいかということにつきましていろいろ意見もあり、又考え方も出て来たのであります。要は選挙経費をできるだけ合理的に且つ節約をして行くという考え方も持たなければなりませんし、且つ又現行の選挙期日によつて行案の理由にもございまして、大臣の提案の編成時期に打つかるというふうな懸念もありますので、種々の観点から、どういふにすればよいかというところを検討して参つておつたのであります。地方自治庁には地方自治委員会を附屬機関として設置されておりますので、これらの機関に諮りまして、各方面からの意見もできるだけ伺ひまして、又全国選挙管理委員会とも密接な連絡をとりながら結論を出すようにいたして参つたような次第であります。従ひまして只今選挙管理委員会からも仰せになりましたように、この程度のところで相互の意思が合致いたしましたわけでありまして、又この程度の案によつて遂行することが妥当であらう、かような結論に到達したわけでありました。

○西郷吉之助君 今小野政務次官のお話の中にも、地方行政調査委員會議の意向も聞いたというお話ですが、重ねて伺ひますが、地方行政調査委員會議は、いろいろのことを全般に亘つて研究しておりますが、その勧告を最後にするわけですが、その内容も、今回政府が変えられたように、根本精神は、選挙においては首長のほうはあとにし、議員のほうを先に選挙するということですが、その点はどうですか。

○政府委員(小野哲君) 私が申し上げましたものは地方自治庁の附屬機関である地方自治委員会でありまして、この点については地方行政調査委員會議とは別箇の問題になつております。

○西郷吉之助君 今私はちよつとそれを聞き違へたのですが、改めて行政調査委員會議のほうの結論を出す場合には、本来の政府の原案と同じような趣旨で、やはり議員が前で首長があとですか。そういうふうなことは、向うの意向を政府としてお聞きになつたことがあるのですか。

○政府委員(小野哲君) 私どもとしては、地方行政調査委員會議の只今お話のありましたような、目下調査立案いたしましたものと、従ひまして地方行政調査委員會議の意見を聴取することである必要でなからう、こういうことで進んで参つたわけでありまして、○中田吉雄君 来年の改選期が丁度予算の編成期に当たりますので今回のような立案の措置をとられましたということは、十分理由のあることだと思ひますが、ただ私はこの選挙の期日をどういふに變更するかということを考える際に、法律の六十七号ですか、昭和二十二年の四月に新しい措置法が施行された、この立法の趣旨というものを十分考へて見なくてはいけないと思ひますが、地方行政調査委員會議は、いろいろのことを全般に亘つて研究しておりますが、その勧告を最後にするわけですが、その内容も、今回政府が変えられたように、根本精神は、選挙においては首長のほうはあとにし、議員のほうを先に選挙するということですが、その点はどうですか。

○政府委員(小野哲君) 私が申し上げましたものは地方自治庁の附屬機関であ

る地方自治委員会でありまして、この点については地方行政調査委員會議とは別箇の問題になつております。

○西郷吉之助君 今私はちよつとそれを聞き違へたのですが、改めて行政調査委員會議のほうの結論を出す場合には、本来の政府の原案と同じような趣旨で、やはり議員が前で首長があとですか。そういうふうなことは、向うの意向を政府としてお聞きになつたことがあるのですか。

○政府委員(小野哲君) 私どもとしては、地方行政調査委員會議の只今お話のありましたような、目下調査立案いたしましたものと、従ひまして地方行政調査委員會議の意見を聴取することである必要でなからう、こういうことで進んで参つたわけでありまして、○中田吉雄君 来年の改選期が丁度予算の編成期に当たりますので今回のような立案の措置をとられましたということは、十分理由のあることだと思ひますが、ただ私はこの選挙の期日をどういふに變更するかということを考える際に、法律の六十七号ですか、昭和二十二年の四月に新しい措置法が施行された、この立法の趣旨というものを十分考へて見なくてはいけないと思ひますが、地方行政調査委員會議は、いろいろのことを全般に亘つて研究しておりますが、その勧告を最後にするわけですが、その内容も、今回政府が変えられたように、根本精神は、選挙においては首長のほうはあとにし、議員のほうを先に選挙するということですが、その点はどうですか。

○政府委員(小野哲君) 私が申し上げましたものは地方自治庁の附屬機関であ

るがそれが二十二年の四月から施行されましたところの措置法によりまして完全にこの長と議會とを分けまして、三権分立の立場をはつきり地方自治法に取り入れたという点は、非常に考えて見なくてはならぬ点であると思ひわけでありまして、私はそういうような配慮から、昭和二十二年の四月の五日に先に長の選挙が行われ、そして四月三十日ですか、あとに議會の選挙が行われたというふうに理解するものであります。そういうのはつきりした三権分立の立場をはつきりしまして、長と議會とが相互に自立性と独立性を保ちながら、全体としては調和のとれた地方自治の運営をやるといふふうにする立場を打ち出してあのような日取りが決定された、私は相當慎重な配慮からこの決定をされたものと思ひわけでありまして、ところが今度逆になりますと、私の乏しい体験からいたしまして、新しく議員が当選しまして、今度長の選挙が行われるというときには、何としても長に立候補する人は、新しく当選した議員に選挙の戦いに援助を依頼する、こういうような形になつて、間接選挙の形態が事実上行われると思ひわけでありまして、そういうようなことは、地方自治の現在の段階から見まして、私は甚だこれはいかんのではないかと、いろいろに考えるわけでありまして、地方自治におきましては、スキヤンダルや不正があります際に、よく考へて見ますと、そういうのは大抵長と議會との關係がはつきり対等の立場になつて、例えば知事が議會のいふ／＼な好ましくない要求にもかかわらずそれが防ぎ切れん、或いは理事者側の不正に対して議會が十分なる批判と監視をよ

うしないといふよりなことによつて起きておると思ひわけでありまして、今回のように首長の選挙をあとにされま

す、どうしても新しく先ず議員が最初に当選し、その人に援助を依頼して長が当選しましたら、はつきり議會と首長との対等の立場という關係が事実上破れてしまふといふふうにかへますので、予算編成期に当りますから、そういう点の弊害を是正するといふ考慮を拂ひにいたしまして、依然として私はこれは長の選挙を先にやつて議會の選挙をあとにするというものが、この三権分立の主義を貫いておる自治法の立場からして正しいのではないかと、いろいろに考えるわけでありまして、若しこういう選挙が、政府の立案されていふような改正法が実施されま

す、これは間接選挙の形態であつて、私は自治法の根本精神に反するのではないかと、いろいろに考えるのです。これに対してどういふふうに考えるでしようか。

○政府委員(小野哲君) お答えを申し上げます。なお補足的には次長からも答弁いたしたいと思ひますが、只今中田さんが仰せになりました地方自治法に盛り込まれた考え方、即ち地方制度が、長と議會との間におきまして対等の立場におけるいわゆる大統領主義を採用しておるということにつきましては、私もその通りと考へておるのであります。従ひまして中田さんの御意見は、これらの考え方を貫く意味合いにおきまして、理論的には十分に首肯される点もあると思ひ考へております。と同時に長と議決機関との關係におきまして、地方政治の円滑なる運営を図つて行くといふ点から考へますと、只今御

うしないといふよりなことによつて起きておると思ひわけでありまして、今回のように首長の選挙をあとにされま

す、どうしても新しく先ず議員が最初に当選し、その人に援助を依頼して長が当選しましたら、はつきり議會と首長との対等の立場という關係が事実上破れてしまふといふふうにかへますので、予算編成期に当りますから、そういう点の弊害を是正するといふ考慮を拂ひにいたしまして、依然として私はこれは長の選挙を先にやつて議會の選挙をあとにするというものが、この三権分立の主義を貫いておる自治法の立場からして正しいのではないかと、いろいろに考えるわけでありまして、若しこういう選挙が、政府の立案されていふような改正法が実施されま

す、これは間接選挙の形態であつて、私は自治法の根本精神に反するのではないかと、いろいろに考えるのです。これに対してどういふふうに考えるでしようか。

指摘になりましたようにいわゆる三権分立によつて対等の立場にのみ重点を置くということが果してどうであらうか。むしろ民主政治の実態或いは政党政治の基本的な考え方からいいますと、制度上におきまして対等の立場に置かれておるものとは申せ、地方政治の運営におきましては、両者が相関連し、又円滑なる運営を旨といたしまして運営されるものではないかと、かように考える次第でございます。従いましてお説のように長の選挙を先に行はした場合は、議員の選挙を先にいたしました政府原案のような場合と、そのいずれの關係におきましても、只今申しました地方政治の実際の運営の点につきましても同様な問題が起るのではないかと、かように思うのであります。過去における府県制或いは市町村制におきまして行われました、特に市長の例をとりましても、いわゆる間接選挙、即ち市会におきまして候補者三名を推薦いたしました上で、上奏し裁可を乞うというような形式とは、実質的にも異つておることは申すまでもないことでございますので、私どももいたしましては、お説は誠に御尤もとは存じまするけれども、實際問題、実質的な問題から考えますと、その間の前後を異にするという場合におきましても、必ずしも支障は生じないのではないかと、かように考える次第でございますが、なお補足的な点については鈴木次長から御説明をいたしたいと思ひます。

なりますように、大統領制度の方式を飽くまでも貫いて行くという形で、その論を非常に強く一貫して参りますならば、おおよそそういう権力分立の建前に影響を及ぼすような方式はいかんとというような御議論が出ることは確かにその通りだと思ひます。併し今政務次官も申しましたように、実際の運用といたしまして大統領制度の一つの欠点と申しますか、或いは弱点と申しますか、その点はやはり長と議会との運営の間がどうしても円滑を欠くという点であらうと思ひます。で予算にいたしましても條例にいたしましても、或いは個々の執行の問題にいたしましても、實際問題として議会と足を合わせて行かない限りは、長としてはなかなか仕事が出来ないのが実情でございますから、どうすればこの両者のことが円滑に行けるかということとは、やはり当面考慮して置かなければならないと思ひます。

現在御承知のように長が議会の解散権を持ち、或いは議会が長に対する不信任決議の議決の権限を持つということとがありまして、これと一体大統領制度というものが結びつくつかないか、理論的にはやはり問題があると思ひます。大統領制度を根本的に突詰しめて参りますならば、一方が一方の存在を失はしめるような、こういう権限を與えますことは、その趣旨からいっても適當でないと思ひますが、これは併し将来の問題でございますけれども、こういうような制度がやはり長と議会との間の円滑なる運営に對して若干の暗影を投じているのが現状であらうと思ひます。選挙の制度の問題に關しまして、住民が直接執行機

関、議決機関を選挙するのでありますけれども、そういう建前の中にも、若し何らかの両者が円滑に行くような方式がそこに求められますならば、やはりその程度において一つの実益のあることではないかと思ひますのであります。そういう意味から申しますと、議会の議員が先に選挙せられまして、あとから長が選挙せられるということとは、中田委員も先に御指摘になりましたように、その事実そのものが考え方にありますれば長と議会との間の運営を円滑に行くと、こういう一面の大統領制度の持つ欠陥を若干でも緩和する長所がそこに見出されるのではないかと思ひますが、併しこれは議論に亘りますこととありますし、ただそういうような考えも成り立つのではないかということも申上げる程度にいたします。

○中田吉雄君 これは見解の相違にないと思ひますので、その程度にいたしますが、これは毎年こういうことになると思ひますが、改選期には臨時の特例とされて、将来も四年ごとになるという矛盾といふものを、根本的に調整するようなことをなせお考えにならないかという点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お説は誠に御尤もでございますが、私どもも若し時間等が許される限りは恒久的な立法をいたすべきである、かように考えておつたのであります。併しながら御承知のように時間的の制約等もございまして、来春の地方選挙の準備その他につきましましては、選挙の技術的な問題もございまして、かれこれ勘案いたしまして、来春の地方選挙につきま

しては臨時特例の措置を講ずるといふことにいたした次第でございます。ただ御意見のように、将来の問題といたしましては、地方選挙につきましましては、何らかの恒久的な妥當な措置を法制的に確立することが必要であらう、かように考えていたような次第で、従いましてこの点につきましましては、なお十分に検討を加へまして、御意見のような方向に進んで参りたいと考えている次第であります。

○中田吉雄君 今回、前もそうなんです、地方公共団体ごとにこの期日をまとめる方法の長短なんです、例えば知事と県議員、市長と市議員といふようなまとめ方と、今のようなまとめ方との利害得失といふんです、そういうものをどういふふうに御理解していらつしやいますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは団体單位に選挙を行うということが、理論的に申しますと、或いは一番理論的な方式ではないかと思ひます。ただいささか技術的な問題になります、現在の問題といたしましては決選投票の問題がございまして、これを若しばら／＼に行うということになりますと、やはり知事、県議員の選挙をやりまして、そのあとに知事の決選投票を行う方法も一つであります。又そのあとに町村会議員の選挙をやりまして、又市町村長の決選投票をやることでございます。こういうことで、極く技術的に申上げますならば、そういうことで結果においては二つの選挙が四つに分かれる地方団体が、相当出て来る。そういう点が従来選挙を煩雜ならしめるという一つの技術上の弊害であるのであります。そこでやはり一番

理想を申上げますれば、このすべての地方選挙を同じ時期にやるのが一番理想であらうと思ひます。こういたしますためには、やはり先ほどちよつと申上げましたように、不信任議決でありますとか、長の解散権といふような制度を根本的に改めまして、任期の途中で長なり知事なりが更新するといふようなことがないようにならうと思ひます。その日にすべての地方選挙をやる、又同時に投票の方法に關しまして、単一式、その他の方式を考えますと同時に、候補者制度等にも關しまして、やはり更に政党によるもの少し強い統制などが加わりますようになりまして、一定の日に地方選挙をまとめて行うということが可能になります。が、決選投票もそうならば、そのあとで一度やれば済むということになりますので、将来の方向といたしましては、やはりそういうふうな形に持つて行くのが理想ではないかというふうに考えるのであります。

それから予算編成の審議の時期との關係に關しまして、やはり予算が開始いたします数カ月前に任期が完了して、新しい選挙をやつて、その新しいものが新しい予算の編成に携わると、こういうことが最も一番理想的な制度だと思ひます。併しそういう根本的な改革は、もはや今となりましては時間的余裕がございせんので、次期に見送るということにいたしまして、政府におきましては、現在の段階として可能な範囲で案を考えた次第でございます。

○中田吉雄君 政府が今回のような市長、長の選挙をあとにされるというこ

とを考慮された大きな理由として、決選投票の問題を数回に亘つてその理由とされて説明されたのですが、昭和二十四年に行われました知事、市長村長における決選投票は一体どれだけあつたかというのを、わかりましたら一つお述べ願いたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) この選挙管理委員会の方で調べた資料で、お手許に差上げました法律案の関係資料の五枚目のところに出ておる、表紙から算えて五枚目のところの昭和二十四年四月に執行の都道府県市町村長の決選投票に関する……、ちよつとこれを御説明申し上げます……。

○委員長(岡本愛祐君) 前国会に配布したのでしよう。

○中田吉雄君 わかりました。この各選挙ごとに分けてやらすに一緒にすることには、費用の節約ということもあるのですが、これは選挙費用の内訳はどうなつておりますか、わかりませんか、どれくらいものか。

○政府委員(石渡猪太郎君) これもこの資料の七枚目に出ております。この資料で参りますと、これは極めて概算でございますけれども、この法律案の通りに同時に施行いたしますと、大体三十二億ということになつております。それから二番目に掲げておりますのは、団体で運営するという、中田委員の御説にありました都道府県、市町村ごとに選挙を執行した場合、これは三十三億になります。それから第三番目は、四種類の選挙を全部各別に行つた場合であります、それは四十二億、こういうことになつております。

○委員長(岡本愛祐君) なお速記に残す意味で決選投票の分をお願いいたします。

ます。

○政府委員(石渡猪太郎君) 昭和二十四年四月に執行されました総選挙におきまして、決選投票を行いました団体数は、都道府県につきましては六つございます。それから市町村につきましては、市区が十八、町村が二百二十四ございます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか。

○吉川末次郎君 質問ではありませんが、先に証人を呼びまして、いろいろ意見を聞くことをきめたのであります、昨日の理事会で申しましたように、召喚される証人諸君は、それは地方自治に関するそれこそ大きな基本的な問題でもありませんし、局外者の意向はこういうことに関心を持つていないと思ひます。恐らく関心を持つておる人は、議員に立候補しようという人でありまして、殊に我々はそういうふうな思ひますが、公平な意見を聞くというので、特に今手許にありました資料をあらかじめ証人の手許に早く送つて上げて、その資料に基いて十分想を練つてこの委員会に臨むように、時間的余裕を與えられるように、委員長のお計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) 今日中に送りたいと思ひます。

○中田吉雄君 私はこの前委員会の説明のときに欠席しておつて恐縮ですが、第四條の重複立候補の禁止のことです、これを一つ、この理由を説明して下さい。

○政府委員(鈴木俊一君) これに關しましては、現在の公職選挙法の建前といたしまして、同時選挙の場合には重複立候補を禁止するという、こういう

建前になつておるわけでございますが、今回の選挙は、先ほども申しましたように、この政府案の考え方としましては、でき得ますならば四つの選挙を一緒にやつたほうがいい、ただそれが全国的の、選挙管理委員会の考え方としては、これを一緒にやることは、技術上非常に困難であるというところから二つに分けたわけでございます、従いまして本来ならば一つの同時選挙とも考えられるものでございますので、そういうわけで、現在の公職選挙法の同時選挙の重複選挙を禁止いたしましたのと同じ理由でございます。それから第二の問題といたしまして、府県議会の議員と市町村長というような者が、若しも兼職を認められておることと現在相成つておりますれば、これは両者重複立候補することの利益がございまして、当然認めなければならぬわけでございまして、現在この両者の兼職を禁止しておる建前に相成つております。そういう建前下において重複立候補を認めますということとは、殊に選挙運動期間が殆んど重複いたしておりますようなこの選挙におきましては、やはりいわける選挙の攪乱と申しますか、悪い言葉で申しますならば、二股かけた泡沫的な候補者、こういうようなことが或る場合にはあるであらうし、そういう見地から申しまして、どうしても重複立候補というところは、選挙運動を十分公正に行わしめるといふ点から申して適當でないのではないかと、こういうふうにか考へるのであります。この根本の、府県議会の議員と市町村長の兼職禁止がいかどうかというところにつきましても、いろいろ議論があるようでございます。なか

な現在の市町村長の職責も重要でございまして、府県議会の議員の職責も非常に煩雜になり且つ長時間を要するようになつて参りましたので、大體理論的に申しますと、両者兼職をいたしますれば、町村行政の実情がよく府県議会に反映し、府県と市町村との両者の関連から申せば、それがいいという一つの論もあらうと存じます。が、やはり事実問題として、両者の兼職というのをいたしますれば、いずれの職責に対しても万全を期することができないと、こういうような結果に相成るわけでありまして、現在の建前におきまして兼職禁止という建前をとつております以上は、やはりこの重複立候補の禁止ということ止むを得ない結果ではないかと、かように考へておるのでございます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに質問ございせんか……十二月十一日附で全国市長会々長金刺不二太郎君から委員長宛、各位にも参つておるようでありまして、地方選挙施行期日に関する件の要望が参つております。

標記の件に付ては、本会の要望を具申して置きましたが、次の点に付ては特に充分御考慮を願ひます。こゝろありまして、

- 一、長の地位が空白とならぬ様にせられる事
- 二、長の選挙を議員選挙の前に行ふ事(議員選挙を前に行ふ事は従前の議会に依る間接選挙と同様の政治的結果を齎し長の公選制度の本旨に反する)
- 三、最後の場合に於ても長と議員の選挙は同時に行ふこととし此の場合、府県選挙と市町村選挙に区

分する事
こういふのが参つております。それでは今日はこの程度で散会いたします。

午後十一時四十分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川末次郎君

委員 石村 幸作君
岩澤 忠恭君
高橋進太郎君
安井 謙君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
岩木 哲夫君
石川 清一君

國務大臣 岡野 清豪君
政府委員 全国選挙管理委員会委員長 長 世吉君
(全国選挙管理委員会事務局長代理) 總理府事務官 石渡猪太郎君
地方自治 政務次官 小野 哲君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君

十二月十一日本委員会に左の事件を付託された
一、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
二、行政書士法案(衆)
行政書士法案
行政書士法
(業務)

第一條 行政書士は、他人の依頼を

受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

(資格)

第二條 第四條の規定による行政書士試験に合格した者は、当該都道府県において行政書士となる資格を有する。

(行政書士試験の受験資格)

第三條 左の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六條第一項に規定する者

二 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

三 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

(行政書士試験)

第四條 都道府県知事は、毎年一回以上行政書士試験を行わなければならない。

2 前項の試験は、行政書士の業務に關し必要な知識及び能力について行う。

3 行政書士試験を受けようとする者は、政令の定めるところによる

り、試験手数料を当該都道府県に納めなければならない。

4 前三項に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 第十四條第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(登録)

第六條 行政書士となる資格を有する者は、行政書士となるには、その資格を有する都道府県において備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。

2 行政書士の登録を受けようとする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県に納めなければならない。

3 この法律に定めるものを除く外、登録の申請、登録事項の変更、行政書士名簿その他登録に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

要な事項は、都道府県規則で定める。

4 行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限り、第二條の規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができ。

(登録のまつ消)

第七條 都道府県知事は、行政書士の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一 第五條第二号から第五号までに掲げる事由の一に該当するに至つたとき

二 前條第四項の規定により他の都道府県知事の認可を受け当該都道府県において行政書士の登録を受けたとき

三 その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき

四 死亡したとき

(事務所)

第八條 行政書士は、登録を受けた都道府県において事務所を設けなければならない。その事務所は、一箇所とする。

2 行政書士は、都道府県知事の認可を受けた場合に限り、出張所を設けることができる。

(報酬)

第九條 行政書士が受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2 行政書士は、その業務に關して、前項に規定する額をこえて報酬を受けてはならない。

3 行政書士は、その事務所又は出張所の見易い場所に、報酬の額を掲示しなければならない。

(帳簿の備付及び保存)

第十條 行政書士は、その業務に關する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

2 行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。行政書士でなくなつたときも、また同様とする。

(依頼に応ずる義務)

第十一條 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

(秘密を守る義務)

第十二條 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしつた後、また同様とする。

(立入検査)

第十三條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、その業務に關する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第一項の立入検査をする場合には、その身分

を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消等の処分)

第十四條 行政書士が、この法律若しくはこれに基く命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、左の各号の処分をすることができ。

一 一年以内の業務の停止

二 登録の取消

2 都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 前項の場合において、都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該行政書士に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該行政書士又はその代理人は、釈明をし、且つ、証拠を提出することができ。

5 都道府県知事は、当該行政書士又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出席しないときは、聴聞を行わないで、第一項の処分をすることができ。

(行政書士会)

第十五條 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、行政

書士会を設立することができる。

2 行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(行政書士会の会則)

第十六條 行政書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地
二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会議に関する規定

四 会計に関する規定

五 行政書士の品位保持に関する規定

六 その他重要な会務に関する規定

(行政書士会の会員)

第十七條 行政書士会の区域内に事務所を有する行政書士は、その行政書士会の会員となることができる。

(行政書士会連合会)

第十八條 行政書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする行政書士会連合会を設立することができる。

(行政書士でない者の取締)

第十九條 行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の職務を行うことができない。但し、他の法律に別段の定がある場合及び正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。

2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用い

てはならない。

(総理府令への委任)

第二十條 この法律に定めるものの外、行政書士の業務執行、行政書士会及び行政書士連合会に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則)

第二十一條 第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十二條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第九條第二項、第十條又は第十一條の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第十九條第二項の規定に違反した者

附 則

1 この法律は、昭和二十六年三月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に引き続き一年以上第一條に規定する業務を行つてゐる者(第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く)で、同條に規定する業務を行つた年数を通算して三年以上になるものは、この法律の規定による行政書士とみなす。

3 前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つ

ている都道府県において、第六條の規定による登録を受け、及び出張所を設けている者にあつては第八條第二項の規定による認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、行政書士の資格を失う。

4 第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つてゐる者(第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く)は、この法律施行後一年を限り、行政書士の名称を用いてその業務を行うことができる。この場合においては、その者に対して、第七條から第十四條まで及び第二十二條の規定並びに第二十三條第一号及び第二号の罰則を準用する。

5 前項の規定により行政書士の業務を行うことができる者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六條の規定に準じて都道府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当該期間内に登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後は、前項の規定にかかわらず、行政書士の業務を行うことができる。

6 都道府県知事は、この法律施行の日から六月以内に、最初の行政書士試験を行わなければならない。

7 この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者は又は同條に規定する業務を行つた

年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三條の規定にかかわらず、行政書士試験を受けることができる。

8 この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者のその業務に関する報酬の額については、第九條第一項の規定により都道府県知事が報酬の額を定めるまでは、従前の額をもつて同條同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 地方自治庁設置法(昭和二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 行政書士に関する事項